

# 共済 NEWS

公告広報

No.135

## 公 告

平成27年三職共公告第1号

### 平成27年度における任意継続掛金の算定の標準となる平均給料について

地方公務員等共済組合法施行令第48条第3項第2号の規定による平均給料は、次のとおりであるのでこれを公告する。

記

320,000円

平成27年1月9日  
三重県市町村職員共済組合  
理事長 大口 秀 和

|     |                                      |
|-----|--------------------------------------|
| 発行所 | 三重県市町村職員共済組合<br>津市万町津173<br>三重市町村会館内 |
| 発行人 | 北 恭 一 郎                              |
| 電 話 | (059)-228-2938                       |